

独立行政法人水資源機構会計規程（抜粋）

第8章 契約

（一般競争）

第61条 契約職(第7条第3項に規定する分任会計機関である契約職(以下「分任契約職」という。))を含む。以下この章において同じ。)は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、次条及び第63条に規定する場合を除き、業務方法書第11条に規定する競争(以下「一般競争」という。)に付さなければならない。

2 前項の一般競争に付する場合においては、あらかじめ、次に掲げるものについて定めるものとする。

- 一 一般競争に加わろうとする者に必要な資格
- 二 公告の方法
- 三 その他一般競争について必要な事項

（指名競争）

第62条 契約職は、次の各号の一に該当する場合にあっては、業務方法書第12条に規定する指名競争(以下「指名競争」という。)に付するものとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条の一般競争に付する必要がないとき。
- 二 前条の一般競争に付することが不利と認められる場合で、その不利と認める理由が次のイからハまでの一に該当するとき。
 - イ 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。
 - ロ 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であること。
 - ハ 契約上の義務違反があるときは機構の業務に著しく支障をきたすおそれがあること。
- 三 その他機構の業務運営上必要があるとき。

（随意契約）

第63条 契約職が業務方法書第13条に規定する随意契約(以下「随意契約」という。)にしようとする場合については、別に定めるところによる。

（政府調達に関する協定に係る物品等又は特定役務の調達手続）

第64条 契約職は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23条)に係る物品等又は特定役務の調達手続については、同協定の規定に則してこれを行うものとする。

（予定価格）

第65条 契約職は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約にしようとする場合において、契約の内容が軽易なものであるとき又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときは、この限りでない。

（入札保証金の納付）

第66条 契約職は、競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者を

して、その者の見積金額の5パーセント以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

一 別に定める資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

二 指名競争に付するとき。

2 前項の保証金は、国債又は確実に認められる有価証券その他の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(落札の方法)

第67条 契約職は、競争に付する場合においては、当該契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高の価格又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの(同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(入札保証金の機構への帰属)

第68条 第66条の規定により納付された入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)のうち、落札者(前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下、次条において同じ。)の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属するものとする。

(契約書の作成)

第69条 契約職は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもつて処理することができる。

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約職が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

(契約保証金の納付)

第70条 契約職は、機構と契約を結ぶ者をして、契約金額の10パーセント以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、別に定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項に規定する契約保証金は、別に定める資格を有する者による一般競争に付する場合、指名競争に付する場合又は随意契約による場合において、契約職が特にその必要がないと認めるときは、これを免除することができる。

3 第66条第2項の規定は、第1項に規定する契約保証金の納付について準用する。

(契約保証金の機構への帰属)

第71条 前条の規定により納付された契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(監督)

第72条 契約職は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、別に定めるところにより、自ら又は補助者を指定して、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。ただし、契約の性質又は内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りでない。

(検査)

第73条 契約職は、前条に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、別に定めるところにより、自ら又は補助者を指定して、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造その他の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をしなければならない。ただし、契約の性質又は内容が検査を要しないと認められるものについては、この限りでない。